平成２７年（フ）第４８号
新潟県村上市瀬波中町９番23号
債務者　新村　辰巳
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第４９号
新潟県村上市瀬波中町９番23号
債務者　新村美加子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１２１号
静岡県富士市三ツ沢366番地の１　市営住宅三ツ沢北団地Ｃ－103号
債務者　本村　久憲
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１２２号
香川県高松市木太町5009番地10
債務者　佐々木豊美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６３号
長崎県諫早市金谷町14番２号、旧住所長崎県諫早市金谷町18番６号
債務者　古川　弘志
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
長崎県大村市上諏訪町1401番地５
債務者　海邉　秀行
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１９７１号
大阪市東淀川区大桐５丁目18番16号
債務者　北山　　啓
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０２８号
大阪市平野区加美正覚寺２丁目５番８号、前住所大阪府八尾市竹渕西１丁目62番地フォレストメゾン八尾203号
債務者　細野　敏之（旧姓音嶋）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０９１号
大阪市北区浮田２丁目５番19号　メゾンエイコー304号室
債務者　北口　暁一
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１２３号
大阪市住吉区苅田８丁目７－28－411、住民票上の住所大阪府箕面市今宮３丁目24番12号
債務者　武藤　剛裕
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２４０号
大阪府大東市御供田４丁目１－28－301、住民票上の住所滋賀県彦根市後三条町376番地４　203号
債務者　入江　　毅
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２５６号
大阪府大東市深野北１丁目１番39号
債務者　藤野美智子（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３５６号
大阪府東大阪市小阪２丁目６番35号　矢野小阪ガーデン306号
債務者　中村　正悟
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４２１号
大阪市此花区西九条３丁目14番６号　メゾンボナーみづほ505号
債務者　山口　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５７号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　近森　　惠
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５１０号
大阪市旭区大宮１丁目14番４－302号
債務者　粕井　知之
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５３６号
大阪府豊中市利倉西１丁目６番18－105号
債務者　梶川　善宣
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部